

**(仮称)川西市中学校給食センター  
整備・運営 PFI 事業**

**実施方針**

令和元年 9 月 27 日

川西市

# 目 次

<b>第 1 特定事業の選定に関する事項</b> .....	<b>1</b>
1 事業内容に関する事項 .....	1
2 特定事業の選定及び公表に関する事項.....	6
<b>第 2 事業者の募集及び選定に関する事項</b> .....	<b>8</b>
1 事業者の募集及び選定方法.....	8
2 事業者の募集及び選定の手順 .....	8
3 応募者の備えるべき参加資格要件 .....	13
4 審査及び選定に関する事項.....	18
<b>第 3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</b> .....	<b>19</b>
1 責任分担に関する基本的な考え方 .....	19
2 予想されるリスクと責任分担 .....	19
3 事業の実施状況の監視 .....	19
<b>第 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項</b> .....	<b>24</b>
1 立地条件等 .....	24
2 施設要件.....	24
<b>第 5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項</b> .....	<b>26</b>
<b>第 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項</b> .....	<b>27</b>
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	27
2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 .....	27
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合 .....	27
4 金融機関と市の協議（直接協定） .....	27
5 その他.....	27
<b>第 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項</b> .....	<b>28</b>
1 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	28
2 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	28
<b>第 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項</b> .....	<b>29</b>
1 議会の議決 .....	29
2 情報公開及び情報提供 .....	29
3 本事業において使用する言語等.....	29
4 応募に伴う費用負担.....	29
5 実施方針に関する問合せ先.....	29

## 第1 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名

(仮称)川西市中学校給食センター整備・運営 PFI 事業(以下、「本事業」という。また、(仮称)川西市中学校給食センターは、以下、「給食センター」という。)

#### (2) 事業に供される公共施設の種類

中学校給食センター

#### (3) 公共施設等の管理者の名称

川西市長 越田 謙治郎

#### (4) 事業の目的

「食」は、子どもから大人まで、誰もが健やかで心豊かに生きていくために欠かせないものであり、人間形成の源になるものである。しかしながら近年、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化などを背景に、私たちの生活環境が大きく変化している。「食」を大切にする心の欠如、栄養バランスの偏りや不規則な食生活をしている人の増加、「食」の安全上の問題、伝統的な食文化の危機など、「食」をめぐる多くの問題が見られるようになっている。

学校給食法においては、学校の設置者である地方公共団体は給食の実施に努めるよう定められており、平成 17 年の「食育基本法」の制定を受け、学校給食の主たる目的が「栄養改善」から「食育」へと改定され、食育を推進していく上で給食が重要な役割を期待されている。

川西市(以下、「市」という。)では、小学校においては、自校調理方式で週 5 日の完全米飯給食を実施、和食を中心に手づくりを基本とした献立で、子どもたちとのコミュニケーションを大切にしている。一方で中学校においては、ミルク給食を実施しているが、昼食については家庭からの弁当を基本としている。

平成 27 年度に策定した川西市中学校給食推進基本方針において、弁当の持参を基本としてきた現在の中学校の昼食についての現状を検証するとともに、基礎資料の収集とその分析及び検討が行われた結果、中学校においても全校において全員喫食の完全給食を実施するとの結論に至った。

本事業では、給食センターの整備・運営を行い、安全安心で魅力ある学校給食を実現することを目的とする。

また、民間事業者の有するノウハウを活用し、より効率的で良質な給食サービスの提供を実現するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下、「PFI 法」という。)に基づく事業手法の導入を図る。

(5) 用語の定義

実施方針において、使用する用語は、以下の定義とする。

ア 本件施設

新たに整備する給食センターの建物本体、建築設備、調理設備、付帯施設、植栽・外構等を含むすべての施設をいう。

イ 本件建物

新たに整備する給食センターの建物本体をいう。

ウ 調理設備

調理釜、冷蔵庫等動力を用い、設備配管等の接続により建物に固定して調理業務に使用する機械設備及び平面図等で提示可能な調理に必要な什器（作業台、移動台、戸棚、コンテナ等）をいう。

エ 調理備品

ボウル、温度計、計量カップ、はかり、まな板等、調理業務に必要な備品をいう。

オ 配膳室

本事業において配送対象となる中学校に今後整備する給食の一時保管場所をいう。

カ 事務備品

机・椅子、電話、棚等、調理以外の目的で使用する建物に固定しない備品をいう。

キ 什器備品

調理備品と事務備品を総称したものをいう。

ク 調理用品

白衣、ズボン、靴、エプロン等、調理員が身に着けるなどの目的で使用する用品をいう。

ケ 食器・食缶等

食器、食器かご、食缶、おたま等、生徒・教職員が使用する備品をいう。

コ 配送校

本事業において給食配送対象となる中学校をいう。

サ 市職員

本事業における行政側の業務担当者を指し、所長、事務等の業務を行う職員（栄養教諭を含む）をいう。

シ 点検

機能状態や減耗の程度などをあらかじめ定めた手順により調べることをいう。

ス 保守

初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品・消耗品の取替等の軽微な作業をいう。

## セ 修繕

劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品・消耗品の取替等は除く。

## ソ 更新

劣化した部位・部材や機器などを新しい物に取り替えることをいう。

## タ 補充

破損や損傷した備品等を新しい物に取り替え、当初と同じ数量に維持することをいう。

## (6) 基本理念

本事業は、PFI 法に基づき、PFI 事業者（以下「事業者」という。）が本件施設を整備し、維持管理・運営期間内において施設の維持管理及び運営を行う。

事業は以下の点を十分に踏まえ、実施するものとする。

- ア 川西市立中学校の生徒及び教職員の喫食数を賄い、全員喫食の完全給食を全校一斉に実施する。
- イ ドライシステムによる施設整備とし、学校給食衛生管理基準を満たすとともに、HACCP の概念に基づく高度な衛生管理を実施し、食の安全衛生管理において万全の対策が可能な施設とする。
- ウ PFI 手法を活用し、イニシャルコスト及びランニングコストにおいて最大限のコスト抑制を図る。
- エ 週 5 日の完全米飯給食、手作り調理など、川西市立小学校給食での実施内容を引き継ぎ、中学生の発達段階に応じた食育の充実を図る。

## (7) 事業の内容

### ア 事業方式

PFI 法に基づき、市が所有する土地に事業者自らが本件施設を設計及び建設し、完工後は市に施設等の所有権を移転し、事業者が所有権移転後の事業期間中に係る施設の維持管理業務及び運営等業務を実施する BT0（Build-Transfer-Operate）方式とする。

### イ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 19 年 8 月末日までとする。

### ウ 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

#### （ア）設計・建設業務

- a 事前調査業務（配膳室及び配送校のエレベーターを含む）

- b 施設の設計業務（配膳室及び配送校のエレベーターを含む）
- c 施設の建設業務
- d 工事監理業務（配膳室及び配送校のエレベーターを含む）
- e 調理設備調達業務
- f 調理備品調達業務
- g 食器・食缶等調達業務
- h 事務備品調達業務
- i 配膳室の什器、備品等調達業務
- j 配送車調達業務
- k 配送校の配膳室の整備業務
- l 配送校のエレベーターの整備業務
- m 近隣対応・周辺対策業務
- n 建設に伴う各種許認可申請等の手続業務（配膳室及び配送校のエレベーターを含む）
- o 竣工検査及び引き渡し業務（配膳室及び配送校のエレベーターを含む）
- p その他これらを実施する上で必要な関連業務

（イ）開業準備業務

- a 各種設備・備品等の試運転
- b 什器備品台帳・調理設備台帳の作成
- c 開業準備期間中の施設の維持管理
- d 本件施設及び運営備品の取扱いに対する習熟
- e 従業員等の研修
- f 調理リハーサル
- g 配送リハーサル
- h 給食提供訓練業務
- i 試食会の開催支援
- j 事業説明資料の作成
- k 映像紹介資料の作成

（ウ）維持管理業務

- a 建築物保守管理業務
- b 建築設備保守管理業務
- c 外構等保守管理業務
- d 調理設備保守管理業務
- e 事務備品保守管理業務
- f 清掃業務
- g 警備業務

- h 長期修繕計画作成業務
- i その他これらを実施する上で必要な関連業務

(工) 運營業務

- a 食品検収・保管業務
- b 調理業務
- c 配送・回収業務
- d 洗浄・消毒等業務
- e 配膳業務
- f 廃棄物処理業務
- g 運営備品保守管理業務（調理備品の修繕・補充・更新業務、食器・食缶等の修繕・補充・更新業務を含む。）
- h 配送車維持管理業務
- i 衛生管理業務（従事者の健康管理を含む。）
- j 食育推進促進業務
- k 広報支援業務（見学者対応支援を含む。）
- l その他これらを実施する上で必要な関連業務

なお、運營業務のうち、市が実施するものは、以下のとおりである。

- a 食品調達業務
- b 食品検収指示業務
- c 献立作成業務
- d 栄養管理業務
- e 調理指示業務
- f 給食費徴収管理業務
- g 食数調整業務
- h 広報業務（見学者対応を含む。）
- i 大規模修繕業務（事業期間終了後）
- j 食育業務

エ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、原則として、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

(ア) 本件施設の設計及び建設に係るもの

市は、本件施設の設計及び建設に係る交付金及び地方債が適用可能な範囲については、事業者に対して本件施設引渡し時に建設一時金として支払う。また、市は、維持管理・運営期間中、事業者に対して、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、本件施設の設計及び建設に係る初期投資

に相当する金額から上記の建設一時金を控除した額を、サービス購入料として割賦方式により支払う。

(イ) 維持管理及び運営に係るもの

市は、維持管理・運営期間中、本件施設の維持管理及び運営に係る対価を、サービス購入料として、物価変動を勘案して定める額を事業者を支払う。なお、サービス購入料は、物価変動に基づき、必要に応じて見直しを行う。

(8) 事業の実施スケジュール（予定）

ア 事業契約締結	令和2年9月
イ 設計・建設期間	令和2年9月～令和4年6月（21ヶ月間）
ウ 本件施設の所有権移転	令和4年6月
エ 開業準備期間	令和4年7月～令和4年8月（2ヶ月間）
オ 維持管理・運営期間	令和4年9月～令和19年8月（15年間）

(9) 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施にあたり、関連する最新の法令等を参照し、遵守する。

(10) 個人情報保護

事業者は、本事業の実施にあたり、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱う。

## 2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 特定事業選定の基本的考え方

市は、PFI法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針及びVFM（Value For Money）に関するガイドラインなどを踏まえ、市自らが本事業を実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施されることが見込まれる場合、本事業を特定事業として選定する。

選定基準は次のとおりである。

- ア 本事業にかかる施設の設計、建設、維持管理、運営等が同一水準にある場合において、市の財政負担の縮減が期待できること。
- イ 市の財政負担が同一水準にある場合において、本事業にかかる施設の設計、建設、維持管理、運営等の水準の向上が期待できること。

(2) 効果等の評価

次の手順により客観的評価を行い、本事業を特定事業として選定するかの判断を行う。

- ア PFI 事業として実施することの定性的評価
- イ 市の財政負担見込額による定量的評価
- ウ 事業者に移転するリスクの評価
- エ 上記による総合的評価

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と合わせ、市ホームページで速やかに公表する。また、本事業を特定事業として選定を行わないとした場合においても同様に公表する。

## 第2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定方法

本事業では、施設整備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定にあたっては、価格のみならず民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定方法は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に基づき、サービスの対価の額、施設整備に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力、事業の継続性・安定性等を総合的に評価する「総合評価一般競争入札方式」により行うものとする。

### 2 事業者の募集及び選定の手順

#### (1) 事業者の募集・選定スケジュール

事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

令和元年 9月27日（金）	実施方針等の公表
令和元年 10月7日（月） ～10月8日（火）	第1回配送校見学会
令和元年 10月8日（火） ～10月11日（金）	実施方針等への質問及び意見の受付
令和元年 10月16日（水） ～10月18日（金）	個別対話 の受付
令和元年 10月28日（月） ～11月1日（金）	個別対話
令和元年 11月7日（木）	実施方針等への質問に対する回答公表
令和元年 11月下旬頃	特定事業の選定の公表
令和2年 1月上旬頃	入札公告及び入札説明書等の公表 事前エントリー制度の受付
令和2年 1月中旬頃	入札説明書等に関する説明会及び第2回配送校見学会
令和2年 1月下旬頃	入札説明書等に関する質問受付締切
令和2年 2月中旬頃	入札説明書等に関する質問に対する回答公表
令和2年 2月下旬頃	入札参加資格審査書類の受付締切
令和2年 2月下旬頃	個別対話
令和2年 3月上旬頃	入札参加資格審査結果の通知
令和2年 3月下旬頃	事前エントリー制度の受付締切
令和2年 4月上旬頃	入札及び提案書の受付締切
令和2年 5月中旬頃	提案書に関する事業者ヒアリング（プレゼンテーションを含む）
令和2年 5月下旬頃	落札者の決定及び公表
令和2年 7月頃	落札者との基本協定締結
令和2年 8月頃	仮契約締結
令和2年 9月頃	事業契約締結

(2) 募集及び選定の手続き等

ア 実施方針等への質問・意見の受付

実施方針等に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間：令和元年 10 月 8 日(火)～10 月 11 日(金) 9時から 17 時 30 分

(イ) 受付方法

実施方針及び要求水準書(案)に関する質問及び意見書(第 1 号様式)に記入の上、添付ファイルにて E-mail により下記に提出すること。

E-mail : kawa0156@city.kawanishi.lg.jp

イ 第 1 回配送校見学会

第 1 回配送校見学会を次のとおり開催する。

(ア) 期間：令和元年 10 月 7 日(月)～10 月 8 日(火)

(イ) 受付場所：各配送校の正門(現地集合)

(ウ) 各配送校の住所及び見学日時：以下のとおり

配送校名	住所	見学日時
川西南中学校	川西市久代 3 丁目 3-1	10 月 8 日(火) 14:00～15:00
川西中学校	川西市松が丘町 1-1	10 月 8 日(火) 11:00～12:00
明峰中学校	川西市湯山台 1 丁目 39-1	10 月 8 日(火) 9:30～10:30
多田中学校	川西市新田 2 丁目 29-1	10 月 7 日(月) 15:30～16:30
緑台中学校	川西市向陽台 3 丁目 11-35	10 月 7 日(月) 14:00～15:00
清和台中学校	川西市清和台西 2 丁目 3-57	10 月 7 日(月) 11:00～12:00
東谷中学校	川西市見野 1 丁目 9-1	10 月 7 日(月) 9:30～10:30

(エ) 参加方法等

令和元年 10 月 4 日(金) 13 時までに第 1 回配送校見学会参加申込書(第 2 号様式)に記入の上、添付ファイルにて E-mail により下記に提出すること。ただし、参加状況によっては、1 社あたりの人数を制限することがある。また、見学会で入札説明書等の配布は行わない。

E-mail : kawa0156@city.kawanishi.lg.jp

(オ) 留意事項

- a 学校敷地内は全面禁煙とする。
- b 会場には駐車場がないため、なるべく公共交通機関を利用することとし、自動車で来校する際は、各自で駐車スペースを確保すること。
- c 見学に必要な書類、上履き等については、各自持参すること。
- d 見学中は、配付する名札を着用すること。
- e 見学中は学校教育活動等に支障をきたさないよう留意し、市職員・学校職員の指示に従うこと。
- f 学校施設の撮影は可とするが、個人が特定されるような撮影は不可とする。また、撮影した写真は本事業以外に使用しないこと。

g 配送校見学会における市職員の説明は、学校の施設、設備、敷地等の案内に関する事項のみとする。また、当該市職員の発言は、本事業における個別の事業条件を規定したり、許可したりするものではない。

#### ウ 実施方針等への質問・意見に対する回答

実施方針等に関する質問等に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和元年11月7日(木)までに、市ホームページで公表する。

なお、市は、提出のあった質問・意見のうち必要と判断した場合には、質問・意見の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

#### エ 個別対話

第1回個別対話を次の通り実施する。

事業をより良いものとするため、実施方針、要求水準書(案)についての意見を聴取し、サービスの質を高めるに資すると判断される意見等を入札説明書等の公表資料に反映することを目的として、実施するものである。対話の参加方法等については以下の通りである。

(ア) 実施日時 令和元年10月28日(月)～11月1日(金) 時間は参加申し込みの状況に応じて決定する。

(イ) 開催場所 川西市役所 内

(ウ) 参加資格

次の事項を満たす事業者について、個別対話の参加を可能とする。

a 本事業の入札に参加しようとする事業者グループ(グループが定まっていない場合は単独企業でもよい。)

b 個別対話の実施日に「第2/3 応募者が備えるべき参加資格要件」の要件を満たす、または満たす見込みである事業者

(エ) 参加方法等

令和元年10月16日(水)から10月18日(金)17時までに個別対話 申込書(第3号様式)に記入の上、添付ファイルにてE-mailにより下記に提出すること。

E-mail : kawa0156@city.kawanishi.lg.jp

(オ) 実施日時等の確定

個別対話の実施時間は、原則として、先着順とする。なお、個別対話の実施日時等については、参加申込のあった事業者すべてに別途連絡する。

(カ) 個別対話の位置づけ等

個別対話は、あくまで市と参加者の意思疎通を図る場であり、参加者にとっては提案内容そのものに関わる話題がある可能性があることを踏まえ、参加者ごとに個別に行うものとし、公開しないものとする。

(キ) 留意事項等

a 留意事項

- (a) 発言内容は、事業者・市の双方を拘束しないものとする。また、事業者・市の双方とも確約書・確認書等の書面のやり取りはしない。
- (b) 個別対話のなかで、公平性の観点から全ての事業者に知らせるべき事項があった場合には、市で判断し、対話した事業者に確認の上、その内容を市ホームページ等で明らかにする場合がある。
- (c) 個別対話におけるやり取りをメモすることは認めるが、ICレコーダー等を用いて録音することは禁止する。
- (d) 個別対話の実施に際しては、事業者から市への各種資料の提示は可とするが、受領はしない。
- (e) 参加人数は、1グループにつき10名までとする。

b 個別対話の所要時間等

個別対話の時間は45分程度とする。45分間を必要としなかった場合は、45分間経過以前でも終了可能とする。

c 個別対話の進め方

- (a) 事業者が主体となって対話を進めること。なお、事前に提出された質疑等の資料と同じ順序で進めなくてもよい。
- (b) 市から、事業等について説明を行う必要がある場合は、全ての事業者に対して同じ内容の説明を行う。
- (c) 自己紹介は不要とし、名刺交換はしない。

オ 入札公告・入札説明書等の公表

特定事業の選定を踏まえ、入札公告を行い、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)及び事業契約書(案)等を市ホームページで公表する。

カ 事前エントリー制度の受付

本事業への参加を希望する市内企業(川西市内に本店を有する者をいう。以下同じ。)と市内企業の活用を検討する参加者がコンタクトをとるための登録を行う事前エントリー制度を実施することを予定している。

事前エントリー制度の参加方法等は「入札説明書」に示す。

キ 入札説明書等に関する説明会及び第2回配送校見学会

入札説明書等に関する説明会及び第2回配送校見学会の開催を予定している。

説明会及び第2回配送校見学会の内容等は「入札説明書」に示す。

ク 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に関する質問を受け付ける。質問の方法等は「入札説明書」に示す。

ケ 入札説明書等に関する質問に対する回答の公表

入札説明書等に関する質問に対する回答を公表する。回答の方法等は「入札説明書」に示す。

コ 入札参加資格審査書類の受付、入札参加資格審査結果の通知

本事業への入札参加資格審査書類を受け付ける。資格審査の結果は、入札参加者に通知する。

サ 個別対話

提案内容について市と事業者の相互の理解を深めるため、入札の参加を予定している者を対象に個別対話を行うことを予定している。個別対話の参加方法等は「入札説明書」に示す。

シ 入札及び提案書の受付

入札参加資格審査通過者に対し、入札書及び提案書の提出を求める。

入札、提案書等の提出方法、時期及び提案に必要な書類の詳細等については、「入札説明書」で提示する。

ス 落札者の決定及び公表

提出された入札書及び提案書について総合的に評価を行い、川西市中学校給食センター整備・運営 PFI 事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を経て、市が落札者を決定する。審査の結果は応募者に通知するとともに、市ホームページ等で公表する。

セ 基本協定の締結

市は、落札者決定後、落札者と本事業に関する基本的事項を定めた基本協定を締結する。

ソ 事業契約締結

市は、落札者との間で締結した基本協定に基づき、事業者と仮契約を締結した後、PFI 法第 12 条に規定された事業契約の締結に関する川西市議会の議決を経て、事業者と事業契約を締結する。

### 3 応募者の備えるべき参加資格要件

#### (1) 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとする。

ア 応募者は、本件施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、本件施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）、本件施設の工事監理を実施する企業（以下「工事監理企業」という。）、本件施設の調理設備の調達等をする企業（以下「調理設備企業」という。）、本件施設を維持管理する企業（以下「維持管理企業」という。）、及び本件施設を運営する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、応募者グループの代表企業を定める。設計企業、建設企業、工事監理企業、調理設備企業、維持管理企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

なお、設計企業、建設企業、工事監理企業、調理設備企業、維持管理企業及び運営企業は、少なくとも以下の業務を実施するものとし、以下の業務以外の業務を実施する企業は「その他企業」とする。

(ア) 設計企業：施設の設計業務

(イ) 建設企業：施設の建設業務

(ウ) 工事監理企業：工事監理業務

(エ) 調理設備企業：調理設備調達・搬入・設置業務

(オ) 維持管理企業：建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務

(カ) 運営企業：給食調理業務、洗浄等業務、衛生管理業務

また、その他の業務を実施する企業（以下「その他企業」という。）として、必要に応じて構成員に、配送及び回収業務、廃棄物処理業務、資金調達・事業マネジメントを行う企業等を含めることもできる。

イ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。）

ウ 応募者の構成員は以下の定義により分類される。

代表企業：特別目的会社（以下「SPC」という。）から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う企業

構成企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業

協力企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC には出資しない企業

- エ 一応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。ただし、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者グループの構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- オ 落札者は、市との仮契約の締結までに、川西市内に SPC を設立し、代表企業は出資者中最大の議決権をもつものとする。SPC は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の定める株式会社とする。
- カ 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者となることは可能であるが、全事業期間において、当該出資者による議決権保有割合は全体の 50%未満とする。また、SPC の株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- キ 応募者の構成員は、SPC から受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委任、又は下請負人を使用することができるが、その際は、当該委任又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。

## (2) 応募者の入札参加資格要件

- ア 応募者の構成員は、次の入札参加資格要件のうち、分担する業務範囲に応じた要件のいずれにも該当しなければならない。なお、令和 2 年の市の指名競争入札参加資格の追加受付を以下のとおり実施するため、一般競争入札参加有資格者名簿に登録していないものは、当該参加資格を得ること。

受付期間：令和元年 10 月 1 日（火）～令和元年 10 月 31 日（木）

問合せ先：川西市 総務部 契約検査課

電 話：072-740-1143

- イ 設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して設計業務を実施する場合、すべての企業が（ア）及び（イ）の要件を満たし、かつ少なくとも 1 社はすべての要件を満たしていること。

（ア）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

（イ）川西市契約規則第 5 条に規定する一般競争入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録していること。

（ウ）市又は国、県若しくは他の地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の公共施設（平成 21 年 4 月以降に竣工したものに限り）の実施設計を完了した実績を有していること。

（エ）ドライシステムの学校給食施設（学校給食法施行令に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等

部における学校給食に関する法律に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。)又はドライシステムの民間調理施設の実施設計を完了した実績を有していること。

ウ 建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して建設業務を実施する場合、すべての企業が(ア)及び(イ)の要件を満たし、かつ少なくとも1社は全ての要件を満たしていること。

(ア)建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

(イ)資格者名簿に登録していること。

(ウ)建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。)の結果において建築工事一式の総合評定値が1,200点以上であること。

(エ)平成21年4月以降に新築、かつ延床面積2,000㎡以上の公共施設の施工実績を有していること。なお、JVで施工した場合、JVの構成員数が3社以上で20%以上出資した者、2社で30%以上出資した者については施工実績とみなす。

エ 工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して工事監理業務を実施する場合、すべての企業が(ア)及び(イ)の要件を満たし、かつ少なくとも1社はすべての要件を満たしていること。

(ア)建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(イ)資格者名簿に登録していること。

(ウ)市又は国、県若しくは他の地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積2,000㎡以上の公共施設(平成21年4月以降に竣工したものに限り)の工事監理実績を有していること。

(エ)ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの民間調理施設の工事監理実績を有していること。

オ 調理設備企業は、次の全ての要件を満たしていること。

(ア)資格者名簿に登録していること。

(イ)ドライシステムの学校給食施設への調理設備の調達・納入の業務実績を有していること。

カ 維持管理企業は、次の要件を満たしていること。

(ア)資格者名簿に登録していること。

キ 運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。

- (ア) 資格者名簿に登録していること。
- (イ) ドライシステムの学校給食施設の運営実績を有していること。
- ク その他企業は、次の要件を満たしていること。
- (ア) 必要な部門の資格者名簿に登録していること。

### (3) 構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 (昭和 22 年政令第 16 号) の規定に該当する者
- イ 入札参加資格審査書類の締切日において国・兵庫県・市の指名停止措置を受けている者
- ウ 入札参加資格審査書類の受付締切日から 5 年以内に食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号) の規定に基づく営業停止等の行政処分を受けている者
- エ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続き開始の申立をしている者(ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。)
- オ 破産法(平成 16 年法律第 75 号) の規定に基づき破産手続き開始の申立がなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は提案書提出日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りしている者
- カ 法人税、消費税、法人事業税、法人市民税を滞納している者
- キ 次の(ア)から(カ)までのいずれの場合にも該当しないこと。
  - (ア) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
  - (イ) 暴力団(法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - (エ) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(カ) 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

ク 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者

本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

・株式会社 長大 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目20番4号

・内藤滋法律事務所 東京都中央区築地2丁目3番4号築地第一長岡ビル1002号

ケ 市が本事業のために設置する審査委員会の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者。なお、入札公告日以降に、本事業について委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

#### (4) 地域経済への配慮

構成員及び協力企業には、可能な限り市内企業を加えるように努めるとともに、事業期間中に、必要な物資・飲食物・消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮すること。

#### (5) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、入札参加資格審査書類の受付締切日とする。ただし、入札参加資格確認後、事業契約締結の日までの間に、応募者の構成員が上記入札参加者の備えるべき入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次のとおりとする。

ア 構成員のうち、代表企業が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

イ 構成員のうち、代表企業以外の者が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市と協議のうえ、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。

## 4 審査及び選定に関する事項

### (1) 審査及び選定に関する基本的考え方

市は、応募者が提出した提案書の評価を行うため、学識経験を有する者で構成する選定委員会を設置する。選定委員会では、総合的に提案書等の審査を行い、市は、選定委員会の審査により選定された最優秀提案をもとに、落札者を決定する。また、審査にあたり、応募者からのヒアリングを実施する予定である。

### (2) 審査の方法

#### ア 入札参加資格審査

入札参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、入札参加資格審査結果を参加者に通知する。

#### イ 提案書審査

「落札者決定基準」に従って、選定委員会において提案書等の審査を行うとともに、入札価格を加味した総合評価を行い、その結果を市長に報告する。市長は、選定委員会の報告を踏まえ、落札者を決定する。

なお、総合評価は、応募者の提出した提案内容について、評価項目ごとに得点化して行う。

#### ウ 審査事項

審査事項は、「落札者決定基準」に示す。

#### エ 審査結果

審査結果は公表する。

### (3) 入札書類等の取り扱い

#### ア 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、落札者として選定された応募者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、落札者決定結果の公表に必要な範囲でその他の応募者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。なお、提出を受けた書類は一切返却しない。

#### イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

### 第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、質の高いサービスを長期の契約期間において確実に提供することを目指すものである。したがって、施設の設計・建設及び維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

#### 2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として表 リスク分担(案)に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書(案)に示すものとする。

#### 3 事業の実施状況の監視

市は、事業者が実施する施設の設計・建設及び維持管理・運営について、定期的にモニタリングを行う。なお、具体的なモニタリング方法等については、事業契約書(案)に定める。

また、事業者の提供する施設の設計・建設及び維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができることとする。減額等の方法については、事業契約書(案)に示す。

表 リスク分担表（案）

段階	リスクの種類	整理No	概要	負担者	
				市	事業者
共通	入札手続	1	入札説明書の誤り、入札手続の誤り		
	法令変更	2	本事業に直接関係する法令の新設・変更等		
		3	その他広く事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等		
	税制変更	4	事業者の利益に課される税制度の新設・変更等		
		5	上記以外の税制度の新設・変更等		
	許認可取得遅延	6	市の帰責事由による許認可の取得遅延		
		7	上記以外の事由による許認可の取得遅延		
	住民対応	8	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等		
		9	事業者が行う業務、提案内容に関する訴訟・苦情等		
	環境問題	10	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、電波障害、有害物質の排出など）		
	第三者への賠償	11	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		
		12	事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		
	事業内容の変更	13	市の政策変更により、事業の内容が変更される場合		
	金利変動	14	基準金利確定日までの金利変動のうち、基準金利の変動（ 1）		
		15	基準金利確定日までの金利変動のうち、事業者提案のスプレッド分の変動		
		16	基準金利確定日の翌日以降の金利変動		
	物価変動	17	施設供用開始前のインフレ・デフレ（ 2）		
		18	施設供用開始後のインフレ・デフレ（ 3）		
	資金調達	19	本事業に必要な資金の確保に係る費用		
	本事業の中止・延期	20	市の帰責事由により本事業を中止・延期した場合		
		21	事業者の帰責事由により本事業を中止・延期した場合		
	構成員の能力不足等	22	事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		
	不可抗力	23	不可抗力による損害（ 4）		

段階	リスクの種類	整理No	概要	負担者	
				市	事業者
契約前	入札費用	24	本事業への入札に係る費用		
	契約の未締結・遅延	25	事業者の帰責事由による契約締結遅延等		
		26	議会の議決が得られない		
		27	上記以外の事由による契約締結遅延等		
設計	測量・調査	28	市が実施した測量、調査に関するもの		
		29	事業者が実施した測量、調査に関するもの		
	計画・設計・仕様変更	30	市の帰責事由により変更する場合		
		31	事業者の帰責事由により変更する場合		
	調査費・設計費等の増大	32	市の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合		
		33	事業者の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合		
	設計の完了遅延	34	市の帰責事由により遅延した場合の損害		
		35	事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		
建設	用地の確保	36	本件施設建設予定地の確保に関するもの		
		37	本件施設建設予定地以外の、本件施設建設に要する用地の確保に関するもの		
	用地の瑕疵	38	市が公表した資料から予測可能なもの		
		39	上記以外の土地の瑕疵		
	地質・地盤	40	当初調査では予見不可能な地質・地盤状況により、工法、工期などに変更が生じた場合の追加費用		
	工事遅延	41	市の帰責事由によるもの		
		42	事業者の帰責事由によるもの		
	工事費増大	43	市の帰責事由によるもの		
		44	事業者の帰責事由によるもの		
	要求性能未達	45	本件施設完成後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		
	施設損害	46	工事材料、建設機械器具、引き渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		
	工事監理の不備	47	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		

段階	リスクの種類	整理No	概要	負担者	
				市	事業者
維持管理・運営	運営開始の遅延	48	市の帰責事由によるもの		
		49	事業者の帰責事由によるもの		
	事業内容の変更	50	市の帰責事由による事業内容の変更（用途変更など）		
	支払遅延・不能	51	市の帰責事由によるサービス対価の支払の遅延・不能によるもの		
	要求水準未達	52	事業者の行う維持管理・運営業務の内容が事業契約書等に定める水準に達しない場合		
	維持管理・運営費の増大	53	市の帰責事由によるもの		
		54	事業者の帰責事由によるもの		
	施設等の損傷	55	市の帰責事由によるもの		
		56	経年劣化によるもの		
		57	不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷		
	施設瑕疵	58	瑕疵担保期間内		
		59	瑕疵担保期間終了後		
	需要変動	60	給食形態の変更等、市の事由によるもの		
		61	生徒数、教職員数の変動によるもの( 5 )		
		62	残渣の変動		
	食中毒・異物混入	63	検収時前における食品の異常		
		64	検収業務における食品の異常の見落とし等によるもの		
		65	検収後の保存方法に起因する食品の異常		
		66	調理過程における調理方法の不適による食品の異常		
		67	配送、配膳業務に起因する場合		
食物アレルギー対応	68	食物アレルギーをもつ生徒の情報収集不備、食物アレルギー情報伝達のミス、校内での配食ミス、食品調達時の誤り			
	69	突発的な発症（事前の把握が困難な食物アレルギー物質による）			
	70	事業者の帰責事由によるもの			

段階	リスクの種類	整理No	概要	負担者	
				市	事業者
維持管理・運営	配送の遅延	71	交通混雑、悪天候による遅延のうち、通常想定できない要因によるもの		
		72	上記以外の交通混雑、悪天候によるもの		
		73	調理の遅延によるもの		
		74	事業者の交通事故による遅延		
		75	食品の納入遅延による遅延		
	運搬費増大	76	配送校の変更による運搬費の増大		
		77	交通事情の悪化による運搬費の増大		
移管	性能確保	78	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		
	移管手続き	79	事業の終了手続きに係る諸費用に関するもの及びSPCの清算手続きに伴うもの		

- ( 1 ) 基準金利が上がった場合は市負担、下がった場合は事業者負担とすることを予定している。
- ( 2 ) 建設業務では 1000 分の 15 以下の物価変動は事業者が負担することを予定している。
- ( 3 ) 維持管理・運営業務では規定する指標に基づき、1 ポイント以下の物価変動は事業者が負担することを予定している。
- ( 4 ) サービス対価の 100 分の 1 以下の損害は事業者が負担することを予定している。
- ( 5 ) 提供対象者数(事業者が給食を提供すべき生徒数と教職員数を合算した数)が、2,000 人 / 日以上又は 4,100 人 / 日以下とならない可能性がある場合は、サービス対価の見直し等を行う。

## 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 立地条件等

- |                |                       |
|----------------|-----------------------|
| (1) 所在地        | 兵庫県川西市久代3丁目7番外の一部     |
| (2) 面積         | 約6,500 m <sup>2</sup> |
| (3) 都市計画       |                       |
| ア 都市計画区域       | 市街化区域                 |
| イ 用途地域         | 準工業地域                 |
| ウ 防火区域         | 法22条指定区域              |
| エ その他の地域区域     | 特別用途地区                |
| オ 建ぺい率・容積率     | 60%・200%              |
| (4) 埋蔵文化財包蔵地登録 | なし                    |
| (5) 既設建物       | なし                    |

上記は参考として示すものであり、事業者は、本事業の検討・実施等にあたって、自らの責任において関係機関等への確認を行うこと。

### 2 施設要件

#### (1) 基本的考え方

給食センターにおける施設・設備等については、衛生的かつ安全であることが最も重要である。機能の詳細については「要求水準書」で提示するが、「学校給食衛生管理基準」(文部科学省)及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」(厚生労働省)等に基づき、高い衛生水準を実現するとともに、ドライシステムによる汚染・非汚染作業区域の明確なゾーニング、HACCPの概念を取り入れた衛生管理、食物アレルギー対応食の提供に対応した施設・設備等を想定している。また、地産地消への取り組みや食育との関わりへの配慮、環境負荷に対する低減への配慮などの実現も目指している。

#### (2) 献立方式

献立方式の詳細については「要求水準書」にて提示する。

#### (3) 施設規模

1日当たり最大4,100食が無理なく供給、業務処理等できる施設とする。

#### (4) 施設機能

本件施設に必要な、施設内容は以下のものが想定される。なお、市として施設・設備構成、規模、設計等に要求する水準については「要求水準書」に示す。

区域区分		諸室等
一般エリア	市専用部分	市職員用事務室、書庫、倉庫、市職員用更衣室、便所 等
	共用部分	多目的室(見学室兼会議室兼調理実習室) 玄関、来客用便所、多目的便所、廊下等、施設出入口、機械室・電気室・ボイラー室 等
	事業者専用部分	事業者用事務室、事業者用玄関、書庫、倉庫、事業者用更衣室、食堂、便所、配送員用控え室 等
給食エリア	汚染作業区域	[検収・下処理ゾーン] 食材搬入用プラットホーム、荷受室、検収室、泥落とし室、米庫、洗米室、割卵室、食品庫・調味料庫、調味料計量室、物品倉庫、冷蔵庫・冷凍庫、各下処理室、汚染区域用器具洗浄室、可燃物庫・不燃物庫、油庫、食器具・食缶等回収用風除室 等 [洗浄ゾーン] 洗浄室、残渣処理室 等
	非汚染作業区域	[調理ゾーン] 野菜上処理室、揚物・焼物室、煮炊き調理室、和え物室(冷蔵庫付き)、アレルギー対応調理室、炊飯室、非汚染区域用器具洗浄室、添物用検収・仕分室 等 [配送・コンテナプールゾーン] 配送用風除室、コンテナ室、 等 添物用検収・仕分室は、[配送・コンテナプールゾーン]に設置することも可とする。
	一般区域	汚染作業区域前室、非汚染作業区域前室、調理従事者更衣室(男女)、洗濯・乾燥室、調理従事者用便所 等
付帯施設		排水処理施設、受水槽(必要に応じて)、ゴミ置場、植栽、駐車場、駐輪場、敷地内通路、門扉及び塀、防火水槽 等

(5) 施設稼働日数

年間約 190 日の稼働日数を予定している。

## **第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項**

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書中に規定する具体的措置に従う。また、事業契約に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約書（案）等の規定に従い、次の措置をとることとする。

### 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解約することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。
- (3) 前2号の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

### 2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

### 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。詳細については事業契約書（案）に提示する。

### 4 金融機関と市の協議（直接協定）

市は、事業の継続を図るため、一定の重要事項について、事業者に資金提供を行う金融機関と協議を行い、直接協定を締結することができる。

### 5 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書（案）に定める。

## **第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項**

### **1 法制上及び税制上の措置に関する事項**

事業者が本事業を実施するにあたり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、市と事業者で協議する。

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

### **2 財政上及び金融上の支援に関する事項**

#### **(1) 交付金及び地方債等**

市は、本事業においての交付金及び地方債等を充当することを前提としているため、事業者は、交付金又は起債申請等に必要な書類等の作成及び支援を行う。

#### **(2) その他の財政上又は金融上の支援**

事業者が本事業を実施するにあたり、交付金及び地方債以外の財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市はこれら支援を事業者が受けることができるよう協力する。

市は、事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

## 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案を令和元年12月市議会に提出する予定である。また、事業契約の締結に関する議案は、令和2年9月市議会に提出する予定である。

### 2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市ホームページ等により行う。

### 3 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

### 4 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

### 5 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

川西市教育委員会事務局 教育推進部 学務課 担当：志波（しば） 馬場（ばば） 宮代（みやしろ） 〒666-8501 兵庫県川西市中央町12番1号 電話 072-740-1256 F A X 072-740-1327 E-mail kawa0156@city.kawanishi.lg.jp 川西市ホームページ <a href="http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/">http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/</a>
---